

学 則

1 研修の目的

全身性障がい者の多様化するニーズに対応した適切な移動介護サービスを提供するため、必要な知識、技術を有する全身性障がい者移動介護従業者の養成を図ることとする。

2 研修の名称

【全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程】

三幸福祉カレッジ 全身性障がい者ガイドヘルパー養成講座

3 研修の要旨

【全身性障害者移動介護従業者養成研修課程】

研修課程	所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	札幌市	昼間	1 月	2 日	30	25,400 (教材費込)	介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者と修了予定者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	札幌市	昼間	1 月	3 日	30	33,400 (教材費込)	科目を免除できる資格を保有しない者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	旭川市	昼間	1 月	2 日	30	25,400 (教材費込)	介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者と修了予定者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	旭川市	昼間	1 月	3 日	30	33,400 (教材費込)	科目を免除できる資格を保有しない者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	北見市	昼間	1 月	2 日	30	25,400 (教材費込)	介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者と修了予定者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	北見市	昼間	1 月	3 日	30	33,400 (教材費込)	科目を免除できる資格を保有しない者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	函館市	昼間	1 月	2 日	30	25,400 (教材費込)	介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者と修了予定者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	函館市	昼間	1 月	3 日	30	33,400 (教材費込)	科目を免除できる資格を保有しない者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	江別市	昼間	1 月	2 日	30	25,400 (教材費込)	介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者と修了予定者

研修課程	所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	苫小牧市	昼間	1 月	2 日	30	25,400 (教材費込)	介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者と修了予定者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	苫小牧市	昼間	1 月	3 日	30	33,400 (教材費込)	科目を免除できる資格を保有しない者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	枝幸町	昼間	1 月	2 日	30	25,400 (教材費込)	介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者と修了予定者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	枝幸町	昼間	1 月	3 日	30	33,400 (教材費込)	科目を免除できる資格を保有しない者

4 受講手続

(1) 募集時期

開講日の 2 月前から募集し、3 日前に締め切る。

(2) 受講料納入方法

申込者に対し受講料払込票を送付。指定の期日までに金融機関に振りこむこと。

なお、研修の開始までに受講料が振り込まれないときには受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当社の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。

研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

5 研修カリキュラム及び研修時間

研修カリキュラム及び研修時間は、別紙 1 のとおりとする。

6 研修の免除

北海道居宅介護職員初任者研修等実施要綱（別紙 3）15 の規定に基づくものとする。

7 主要テキスト

【全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程】

ガイドヘルパー養成研修テキスト 全身性障害編 中央法規出版発行

8 修了認定

(1) 出欠の確認方法

各教科の開始前に出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

成績の評定は行わない。

(3) 修了の確認方法

研修教科のすべてに出席しなければならない。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙 2 の修了証明書を交付する。

9 退学規定

(1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届けを提出すること。

(2) 受講者が当社の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。

ウ 正当な理由がなくして出席が常でない者

エ 研修の秩序を乱している者